第十三条の二第三項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第九項」に、「認定住宅等の新築又は」を「認定住宅等の新築等（同条第六項に規定する認定住宅等の新築等をいう。以下この項において同じ。）若しくは」に、「認定住宅等又は」を「認定住宅等若しくは」に改め、「供した場合」の下に「又は認定住宅等の新築取得等をした認定住宅等（同条第十八項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を除く。）を令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合」を加え、「五千万円」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　五千万円

イ　令和六年から令和九年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ　令和十年から令和十二年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等（認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）又は買取再販認定住宅等の取得（認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）に該当するものである場合

二　居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る住宅の新築取得等が既存認定住宅等の取得（認定住宅及び特定エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）に該当するものである場合に限る。）　四千五百万円

三　居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　四千万円

イ　令和八年又は令和九年　その居住に係る住宅の新築取得等が既存認定住宅等の取得（エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）に該当するものである場合

ロ　令和十年から令和十二年までの各年　その居住に係る住宅の新築取得等が買取再販認定住宅等の取得（エネルギー消費性能向上住宅に係るものに限る。）に該当するものである場合

第十三条の二第四項中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十二項」に改め、「当該増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額につき、同法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項の規定により同法第四十一条の規定の適用を受けた場合を除くものとし、」を削り、「第四十一条第十五項及び第十八項」を「第四十一条第十一項及び第十四項」に、「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十三項」に改め、同条第八項第一号中「（当該居住年が平成二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）」を削り、「令和七年」を「令和十二年」に改め、同条第九項中「若しくは同条第六項に規定する特例適用年」を削り、「同条第十項」を「同条第六項」に、「同条第十五項」を「同条第十一項」に、「同条第十八項」を「同条第十四項」に改め、「又は特定増改築等（以下この項において「他の増改築等」という。）に係る増改築等住宅借入金等（当該他の増改築等をした家屋に係る同法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の増改築等住宅借入金等」という。）の金額」を削り、「には、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項」を「には、当該再建特例適用年における同条第一項」に、「第十項、第十五項及び第十八項」を「第十一項及び第十四項」に改め、「並びに第四十一条の三の二第一項、第五項、第八項、第十三項及び第十五項」、「又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額」及び「又は他の増改築等住宅借入金等の金額」を削り、同項第三号中「定める区分をした」の下に「同法第四十一条第一項に規定する」を加え、同号イを削り、同号ロ中「第四十一条第十項に」を「第四十一条第六項前段」に改め、同号ロを同号イとし、同号八中「第四十一条第十五項」を「第四十一条第十一項」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第十四項」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「ニまで」を「ハまで」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第四号を削り、同条第十項第三号中「第四十一条の二第二項第二号」を「第四十一条の二第二項第一号」に改め、同項第四号中「前項第三号ホ」を「前項第三号ニ」に、「第四十一条の二第二項第五号」を「第四十一条の二第二項第四号」に改め、同条第十一項中「当該居住日の属する年が平成二十六年である場合において、当該二以上の住宅の再取得等のうちに、当該住宅の再取得等に係る居住日が平成二十六年前期内の日であるものと平成二十六年後期内の日であるものとがあるときは、居住日が平成二十六年前期内の日である住宅の再取得等と居住日が平成二十六年後期内の日である住宅の再取得等とに区分をした住宅の再取得等」を削る。

第十七条の二を削る。

第十七条の二の二第一項中「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）で」を「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（同表の第二号又は第三号の第一欄に掲げる法人にあっては機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるものとし、同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「特定機械装置等」という。）で」に、「当該各号の第五欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を」を「特定機械装置等を」に、「の当該各号の第四欄に掲げる」を「の当該」に改め、「次項」の下に「及び第九項」を加え、「減価償却資産の償却限度額」を「特定機械装置等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下第十八条までにおいて「償却限度額」という。）」に、「減価償却資産の普通償却限度額」を「特定機械装置等の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下第十八条までにおいて同じ。）」に、「当該減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）を「当該各号の第五欄に掲げる金額」に改め、同項の表中

| | |
|---|---|
| 資　産 | 特別償却限度額 |

に改め、同表の第一号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）」に改め、同表の第二号の第二欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）」に改め、同表の第三号の第二欄中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同号の第五欄中「機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物その他の減価償却資産で政令で定めるもの」を「次に掲げる特定機械装置等の区分に応じそれぞれ次に定める金額」に改め、同欄に次のように加える。

イ　当該新産業創出等推進事業のうち福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に該当するもので当該分野に関する産業の集積に特に資する事業として財務省令で定める事業（次項第一号において「特定事業」という。）の用に供した特定機械装置等　その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額（建物及びその附属設備並びに構築物については、これらの取得価額の百分の二十五に相当する金額）

ロ　イに掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等　その取得価額の百分の四十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三）に相当する金額